

# 特定個人情報保護評価確認書

令和7年10月30日

全国社会保険労務士会連合会  
会長 若林 正清 殿

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
専務理事 和田 修一



貴連合会が作成した「全国社会保険労務士会連合会が指定する4種類の特定個人情報保護評価モデル評価書（全項目評価書）（以下「当該評価書」という。）」について、令和7年6月20日から10月30日までの間、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」、「特定個人情報保護評価に関する規則（個人情報保護委員会規則第1号）」、「特定個人情報保護評価指針（令和7年7月15日個人情報保護委員会）」、「特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年4月20日（令和7年10月24日最終改正）個人情報保護委員会）」、「特定個人情報保護評価書記載要領（令和7年5月個人情報保護委員会）」及び「特定個人情報保護評価書5年経過前の評価の再実施に係る留意事項について（令和元年9月（令和6年5月一部改訂）個人情報保護委員会事務局）」に基づき的確に記載されているか、また、記載内容が、当該事務にかかる規程等を適正に順守したものであるか確認しました。

この結果、当該評価書は、様式及び指定された項目に沿って記載されているとともに、記載内容が妥当なものであることを確認しました。

## 【総括】

社会保険労務士事務所は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていないが、顧問先従業員等の特定個人情報を取扱うことから、その保護の重要性に鑑み、特定個人情報保護評価の枠組みを用いて任意に特定個人情報保護評価を実施している。この度、前回の令和2年の評価から5年が経過したため特定個人情報保護評価を再実施し、個人情報保護委員会の「特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施に係る留意事項について」において示されているポイントについても当該評価書で対応していることを確認した。

特定個人情報保護評価の対象となる社会保険労務士事務所の事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる項目について検討し、記載していることを確認した。

別紙「特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の  
審査確認結果表（パターン A～D）」参照

注記：本確認書の意義は、貴連合会が作成された特定個人情報保護評価書に対して、  
独立した専門的立場から意見を表明することにあります。